

2012年度

埼玉県への政策制度要請

7分野 23項目

I. 総合経済・産業政策

1. 公共事業・公共サービスの質の向上と、その業務に従事する労働者の雇用と賃金・労働条件の適正を図るため公契約条例を制定すること。

<要請の根拠>

地方自治体の入札については、透明性、公正性及び経済性の確保のために、一般競争入札の対象範囲の拡大などの入札・契約制度の改革が進められてきた。

一方で、近年の経済状況の悪化に伴う過度の低価格競争は、下請事業者や業務に従事する労働者にそのしわ寄せが及び、社会問題として指摘されている。

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されており、同時に、公共サービス基本法第11条には、「公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。

このことから、現場で働く労働者の雇用と賃金・労働条件について適正な水準を確保しなければ、真の住民福祉の増進にはつながらず、公共サービスの目的を達成することはできないと考える。

II. 雇用労働政策

1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援である高校生のインターンシップ制度の充実に向けて、以下の施策を講ずること。

- (1) 公立高校のインターンシップ実施率を上げること。
- (2) 職種の拡大と期間の延長を実施すること。
- (3) インターンシップ制度の生徒受け入れに協力する企業に対して奨励金などの支援策を実施すること。

<要請の根拠>

若年者である高校生のうちから職業体験をすることで、その後の高校生活で、または進学したとしても、将来の就職に向けた目標を持ってより充実した学生生活を送れると考えられることから、高校生のインターンシップは重要である。

平成22年度の全国公立高校のインターンシップ実施率は74.5%であるが、県内公立高校は176校中105校で実施率は59.7%で全国42位（前年59.8%全国36位）である。*平成22年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果概要（平成23年9月9日 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター）

インターンシップの実施率を上げるためには、受け入れ企業の拡大が不可欠である。企業の中には受入体制の継続が困難な企業もあることから、制度に対して受け入れ協力する企業に対して補助金などの支援策も必要である。

(公) 東京都中小企業振興公社では企業の負担軽減を図るためインターンシップの受入一日につき 8,000 円を支給している。(上限 10 日間)

2. 平成 25 年 4 月 1 日より障がい者の法定雇用率が引き上げられることから、障がいのある人の雇用をより進めるために、障がいの種類に関わらない雇用率向上の施策を講ずること。

<要請の根拠>

平成 25 年 4 月 1 日より障がい者の法定雇用率が引き上げられる。(民間企業 1.8→2.0%、国・地方公共団体・特殊法人 2.1→2.3%、教育委員会 2.0→2.2%)

障がいの種類に限らず、体力面から通常勤務が難しい障がい者の方などの雇用形態を広げ働く意欲の高い人が活躍できる環境を提供する必要がある。

また、埼玉県においては、労働局(ハローワーク)と連携することによりさらなる障がい者の雇用率向上が期待される。

3. 中小企業の雇用対策として、県内のさまざまな特徴をもった中小企業への就職希望者に対して、わかりやすく PR すること。「埼玉県内企業魅力紹介システム」を埼玉県のホームページのトップページにバナーを掲載するなど。

<要請の根拠>

県内の 97%以上が中小企業であり、多くの勤労者の受け皿となっている。各企業は人材を募集するにあたり大手企業のように宣伝広報などに多額のお金をかけることは難しく地域での募集などが多い。県内にもさまざまな企業があり地域に貢献している企業も多くある。埼玉県内で働きたい人も多く、県が力を入れてわかりやすく PR することで中小企業をはじめとする県内企業の活性化につなげていく必要があるため、インターネット上にある地元企業の魅力を発信するサイト「埼玉県内企業魅力紹介システム」をトップページに掲載するなど、さらなる工夫が必要である。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 安心して医療を受けられるために医師・看護師等が働き続けるための労働条件等を向上させるよう県の支援を充実させること。

<要請の根拠>

埼玉県は人口に対する医師(10万人対:146.1人)や看護師(10万人対:445人)の割合が全国一少ない県である。医師・看護師等の人数は、各種施策を実施し増加傾向ではあるが、全国的に見ればまだまだ足りてはいない。新たな医師や看護師等を養成するにもかなりの時間を要することから、県民が安心して医療を受けるためにも現在勤務している医師・看護師等の定着をはからなければならない。医師・看護師等も安心して働き続けるためにも待遇面や病院等の進むべき方向性、職場の雰囲気などの課題を洗い出し、働き続けるための更なる労働条件等の充実をはかる必要がある。

※参考 東京都の人口に対する医師数 10万人対:296.6人
看護師数 10万人対:606.8人

※埼玉県 平成17年調査結果
医師数 10万人対:134.2人
看護師数 10万人対:373.1人

2. 「救命救急センター」の機能を十分発揮させるために、救急患者を受け入れるベッドを常時確保するよう、病状が安定した患者を受け入れる民間一般病院との病病連携を強化すること。

<要請の根拠>

新都心に計画されている「高度救命救急センター」をはじめ全県に配置されている「救命救急センター」が、その機能を十分に発揮するためには、救急患者を受け入れるベッドを常時確保しておく必要がある。県が関係する病院だけではなく、民間の一般病院との病病連携も必要不可欠であることから、この民間の病院との連携を強化するための対応を強化することが必要である。

3. どの地域に居住していても同様の医療補助が受けられるよう、特定疾患医療給付制度における対象特定疾患の対象について、隣接する東京都で対象としている特定疾患も認定すること。

<要請の根拠>

特定疾患は国の定める疾患と都道府県が定める疾患がある。埼玉県では、56(国)+6(県)を対象としており、隣接する東京都では56(国)+23(都)の補助対象疾患が認定をされている。埼玉は東京のベッドタウンともいわれ多くの方が隣接地東京都と何らかのかかわりを持っている人たちも多い。特に医療の分野では高度医療施設の多い東京の地で診察を受けざるを得ない人も多数ある。埼玉県においても隣接地東京都と同等の治療費補助が受けられるよう対象疾患の拡充は必要である。また、本来であれば、国民がどの地域に居住していても同等の医療補助を受けられる事が必要であると考えられる。

また、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会の「今後の難病対策の検討にあたって（中間的な整理）（抄）」において希少・難治性疾患を幅広く公平に助成の対象とすることを検討されているように、埼玉県としても補助対象特定疾患の範囲拡大を望む。

IV. 交通政策

1. 「安全な交通環境整備」の一環として、自動二輪駐車場の整備促進に向け、以下の施策を講ずること。

(1) 既存の公共自動車駐車場及び公共の自転車駐車場への二輪車駐車場枠の設置など必要な条例の整備をはかること。

(2) 新設または改築される駐車場への二輪車駐車場枠設置の義務付けなど必要な条例の整備をはかること。

<要請の根拠>

「安全な交通環境整備」の観点においても、二輪車駐車場整備に向けた取り組みは「二輪車ユーザーの利便性向上」のみならず、「歩行者の安全確保」、更には渋滞原因の1つである「路上駐車（迷惑駐車）を減らす目的」からも、近年、特に注力すべき政策であると考えている。

しかしながら、06年の道路交通法改正による違法駐車取締りの強化により、市街地を中心とした慢性的な二輪車駐車場不足が顕在化し、日本全体では二輪車違反件数が激増（埼玉県：2010年上半期全国ワースト5位）した結果、ユーザーの「二輪車離れ」の状況にもなっている。

多くのユーザーは気軽に利用できる公共駐車場・駐輪場を望んでおり、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進しようとしている国土交通省都市・地域整備局の取り組み（平成22年4月20日に発出された国都街発第6号）を支持するとともに、県・市町村における各公共施設にも二輪車駐車場を確保・整備促進するように指導すること、及び、四輪駐車場に駐車してよい場合は、その旨の表記を示す必要があると考える。

なお、自転車駐車場における自動二輪受け入れにあたっては、安全上の問題から自転車とは区別した駐車枠の設置が不可欠である。

2. 県内の交通事故防止に向けて、以下の施策を講ずること。

(1) 自転車乗車時の交通ルール（罰則も含め）と正しい交通マナーを更に広く県民に周知徹底を図り事故防止に努めること。

(2) 安全で円滑な交通を確保するため、歩道・車道において自転車の走行エリアを路面に標示するなど、自転車の走行エリアを明確にすること。

- (3) 自転車通学者の多い高校生に、一部の高校で実施している自転車の免許制度を導入するなど、交通ルールの厳守やマナー向上に向けた一層の取り組みを強化すること。**

＜要請の根拠＞

埼玉県では自転車保有台数が全国一であるとともに、自転車の交通事故発生件数もワースト上位が定位置化している。自転車が関係する事故は、道路環境に起因する面もあるが、多くは交通ルール・運転マナー違反に起因している。平成22年中の年齢層別負傷者・死者数をみても、65歳以上を除くと高校生・20歳代・30歳代と若い層に多く発生している。

また、さいたま市にある浦和学院高等学校では、埼玉県警と協力して2011年度より自転車運転の正しい知識の習得とマナーの向上を目指した自転車運転免許制を導入し事故防止に向けた取り組みを行なっている。(事故発生件数1/4に減少)

3. 温室効果ガス排出削減及び環境対策に関連した交通関係の技術・事業への支援強化として、以下の施策を講ずること。

- (1) 低燃費／低排出ガス車およびクリーンエネルギー車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等）に対して総合的な普及促進対策を講ずること。**
- (2) 低燃費／低排出ガス車およびクリーンエネルギー車の普及拡大に向けた各種助成措置や優遇税制を拡充すること。**
- (3) 普及促進のために、燃料供給設備等のインフラ整備を推進すること。**

＜要請の根拠＞

CO₂などの温室効果ガスの排出量を削減し地球環境に負荷をかけない、「低炭素社会」の実現に向けた一環として、環境性能に優れた先進環境対応車の普及促進と燃料供給設備等のインフラ整備を行う必要がある。

V. エネルギー・環境・防災政策

1. 災害廃棄物の処理に関して、木くず等の可燃性がれきだけでなく、金属等を含む不燃性がれきについても受け入れを行うこと。

＜要請の根拠＞

木くず等の可燃性がれきの処理については、埼玉県を含む他県の協力もあり目途がたった。しかし、木くず以外の金属を含む災害廃棄物の処理については、未だに見通しが立たず、被災地域の復興の足かせとなっている。このことから、被災地域の早期復興支援として、可燃性がれきの処理同様、不燃性がれき処理に協力する必要がある。

2. 不法投棄の防止に向けて、以下の施策を講ずること。

不法投棄に対する取り締まりを強化すること。また、県が行っている「産業廃棄物不法投棄 110 番」の周知を強化すること。

<要請の根拠>

家電4製品へのリサイクル義務付け以降もテレビなどの家電製品をはじめ、その他いろいろなものの不法投棄が後を絶たない。特に家電製品は、環境ならびに人体へ有害物質を含んでいるものも多く存在し、この状況を看過することは、次世代へ大きなツケを残すことになる。各自治体の廃品回収の制度を知らないために安易に不法投棄をしてしまうことも考えられるため住民への廃棄の仕方の周知・教育も必要である。

3. 地球環境負荷を低減する取り組みとして、以下の施策を講ずること。

- (1) 県民誰もが取り組める環境負荷低減対策（例えば、エコライフデイ埼玉などの取り組みを周知徹底するなど）を検討し、実施すること。
- (2) 県や市町村の所有する公共施設（庁舎、ホール、公民館など）、小中学校にソーラーパネルや小型の風力発電を設置すること。

<要請の根拠>

- (1) ソーラーパネルは一部の補助金制度を利用したとしてもまだまだ高価であることや、LED電球は安心・安全な日本製品は高価であり、家庭内すべての電球を取り換えるには初期費用が相当掛かることから、全ての家庭で取り組むのは難しい。さらに、ソーラーパネルにおいては、住宅の構造上の問題から設置ができない家庭も多い。このことから、全ての県民が取り組める施策を検討・実施する必要がある。
- (2) 公共施設にソーラーパネルや小型風力発電機を設置することにより、施設内の照明や冷暖房などに使用する電気の一部を賄うことが可能となるため、初期投資はかかるものの、毎月の購入電力量を低減することができる。また、学校内等の身近なところに環境負荷を低減する設備を導入することで、児童生徒の理科（物理）や環境の教育にこうした設備を活用し、子どもたちから環境に対する意識を備えることができる。

VI. 教育・子育て政策

1. 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組めるよう「学校における負担軽減検討委員会」で報告された、教職員の負担軽減策について、県立学校はもとより、各市町村立小中学校についても教職員の負担軽減の効果が波及されるよう、市町村教育委員会に協力を

依頼するとともにその効果の把握をし、県の教育局と市町村教育委員会と学校現場が一体となって、教職員の多忙解消に取り組むこと。

＜要請の根拠＞

平成22年に「学校における負担軽減検討委員会」が設置され、平成24年3月に、様々な観点から教職員の負担軽減策について報告がまとめられたが、こうした負担軽減策がきちんと学校の「現場」で実施され、教職員の多忙解消・負担軽減を促進し、児童生徒をしっかりと見てあげられる体制をつくりあげていくことが、いじめや不登校など生徒の様々な問題解決に必要である。

VII. 人権・男女平等政策

1. 高齢者の孤独死・孤立死防止に向けて県内市町村の「見守りネットワーク」構築を支援すること。

＜要請の根拠＞

埼玉県は全国で最も早いスピードで高齢化が進み、医療・介護・生活サポートが必要となる県民が増加する。高齢者の増加は、行政だけでなく地域でも大きな課題となってくる。自宅で暮らし続けられる条件整備が出来るよう、行政、市民、NPO、商店などが連携し、地域の人的ネットワークを活かした「見守りネットワーク」を構築していく必要がある。具体的には、商店街の青果店等が高齢者や障害等があり買い物に出られない方の家に御用聞きに出向く際に普段の様子を確認を兼ねた見回りを行うことにより孤独死・孤立死防止と買い物難民の救済、地域の商店の活性化を促進することができる。課題点としては、対象住民に対しての信頼感が薄いことから、行政が連携することにより信頼感ある見守りネットワークを構築することが出来る考える。